

# 石川県公報

平成 23 年 11 月 15 日

第 1 2 4 4 2 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

規 則	公 告
森林法施行細則の一部を改正する規則 (森林管理課) 1	地域森林計画の案の縦覧公告 (森林管理課) 2
一般競争入札の落札者等 (管財課) 1	地域森林計画の変更案の縦覧公告 (同) 2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定 (廃棄物対策課) 2	

## 規 則

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十八号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(平成十二年石川県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(使用権設定に関する意見の聴取)

第十条 法第五十条第二項の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2 前条第二項から第十項までの規定は、前項の意見の聴取について準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十二条第一項(法第三十二条の三において準用する場合を含む。)の規定による意見書の提出をした者」とあるのは「法第五十条第四項の当事者」と、「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、同条第三項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、「異議の要旨及び理由を陳述させるものとする」とあるのは「証拠を提示せず、意見を陳述させることができる」と、「異議の要旨及び理由を陳述しない」とあるのは「証拠を提示せず、意見を陳述しない」と、「陳述をした」とあるのは「証拠の提示をし、意見の陳述をした」と、同条第四項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、「陳述」とあるのは「証拠の提示又は意見の陳述」と、同条第五項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、同条第六項中「その陳述」とあるのは「その証拠の提示若しくは意見の陳述」と、「陳述した」とあるのは「証拠を提示し、若しくは意見を陳述した」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 石川県告示第510号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成23年11月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法

- (1) 凍結防止剤 塩化ナトリウム(1トン詰フレキシブルコンテナ) 予定数量5,900トン(最大10,200トン) 購入  
(2) 凍結防止剤 塩化ナトリウム(25キログラム詰包装) 予定数量80トン 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成23年10月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 1(1) 加能塩業株式会社  
金沢市芳斉一丁目16番28号  
(2) 1(2) 日栄商事株式会社  
金沢市南新保町口35番地
- 5 落札金額  
(1) 1(1) 14,574円/トン  
(2) 1(2) 18,312円/トン
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成23年9月16日

#### 石川県告示第511号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成23年11月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
4	白山市坂尻町ヲ26番2、ヲ27番、ヲ28番、ヲ29番の一部、ヲ30番の一部、ヲ31番1の一部、ヲ37番の一部、ヲ38番、ヲ39番、ヲ40番の一部、ヲ41番の一部、ヲ43番の一部及びヲ44番並びに白山市曾谷町レ11番3の一部、レ11番4の一部、レ11番5の一部、レ12番1の一部及びレ12番2の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号に掲げる埋立地

## 公 告

#### 地域森林計画の案の縦覧公告

森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)附則第3条第2項の規定によりその例によるものとされる同法による改正後の森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、次のとおり加賀地域森林計画区の地域森林計画をたてたいので、当該樹立に係る計画の案を平成23年11月15日から同年12月14日まで縦覧に供する。

平成23年11月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

森林計画区の名称	縦 覧 場 所
加賀地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央の各石川県農林総合事務所森林部

#### 地域森林計画の変更案の縦覧公告

森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)附則第3条第1項の規定によりその例によるものとされる同

法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり能登地域森林計画区の地域森林計画を変更したいので、当該変更に係る計画の案を平成23年11月15日から同年12月14日まで縦覧に供する。

平成23年11月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

森林計画区の名称	縦 覧 場 所
能登地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の各石川県農林総合事務所森林部

